

日田市
部落差別の解消に関する基本方針

日田市

2022（令和4）年12月

I 「部落差別の解消に関する基本方針」の策定にあたって

1. 「部落差別の解消に関する基本方針」策定の趣旨

部落差別に係る問題については早急に解決すべき問題との認識から、本市では1995(平成7)年に「日田市部落差別等をなくし人権を守る条例」(以下、「条例」とする。)を制定しました。条例では、「部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃及び人権の擁護を図ることにより、明るい地域社会の実現に寄与すること」が目的とされており、その目的の達成に向け必要な施策(教育・啓発)を積極的に推進してきたところです。

また、2007(平成19)年3月には「日田市人権施策基本計画」(以下、「基本計画」とする。)を策定し、人権施策の総合的な推進を図っていますが、各事業に対する取り組みの成果や市民意識調査の結果などを踏まえ、2018(平成30)年3月に当計画を改訂するなど、複雑・多様化する人権問題の解消に努めてきました。

このような中、2016(平成28)年12月16日に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」(以下、「推進法」とする。)では、「現在も部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていること」が明記されています。このため、日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるという認識の下、解消に向けた具体的な施策の推進を図るため、「部落差別の解消に関する基本方針」(以下、「基本方針」とする。)を策定し、人権が尊重された公平・公正な社会の実現を目指します。

2. 「基本方針」の位置づけ

この基本方針は、推進法及び条例の目的や理念に基づき、部落差別を解消するための本市における基本的な考え方を示し、今後実施すべき施策についての基本的な方向性を明らかにするものです。そのうえで、本市におけるさまざまな施策の取り組みにあたっては、「第6次日田市総合計画」及び「基本計画」との整合性を図り、この「基本方針」を尊重し推進するものとします。

II 基本的な方向性

推進法及び条例の目的を達成するため、行政のすべての分野において、部落差別の解消の重要性や部落差別に対する正しい理解を深める取り組みを推進し、部落差別のない社会の実現を目指します。

また、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、「地域の実情に応じた施策を講ずる」ことを市の重要な責務と捉え、部落差別問題の解消がさまざまな差別意識の解消に広がるという視点に立ち、下記の3点を基本的な方向性と位置付けます。

- (1) 部落差別に関する相談に的確に応じるため、職員の知識・能力の向上に努め、地域の実情に応じた相談体制の充実を図ります。(推進法第4条関係)
- (2) 部落差別の解消を図るために必要な教育・啓発のためのプランを作成し、地域の実情に応じた取り組みを推進します。(推進法第5条関係)

(3) 部落差別の解消に関する施策の推進に資するため、国・県との連携を図り、部落差別の実態に係る調査を行います。また、地区集会所においては、基礎的な調査となる生活実態調査を行い、分析結果を反映させた取り組みを進めます。

Ⅲ 部落差別問題の現状と課題

本市は、これまでの人権教育・啓発の取り組みを検証するとともに、新たな人権施策の推進に資することを目的とし「人権に関する市民意識調査」を実施しています。第1回目は、1996（平成8）年に、その後は5年ごとに実施し、2021（令和3）年6月に最新の調査を行い、その結果を報告書としてまとめたところです。

結果については、分析により導かれた課題等を明確に把握し、実情に応じた取り組みが求められていることから、本方針では、部落差別の解消に向けた施策の計画立案や事業実施の参考として活用すべき項目（内容）を示すこととします。

なお、2021（令和3）年に実施した調査を「本調査」、2016（平成28）年の調査を「前回調査」、さらには大分県が2018（平成30）年に実施した調査を「県調査」、法務省（国）が2018～2019（平成30～令和元）年度にかけて実施した調査を「国調査」とし、それぞれの結果との比較を分析に加えることとします。

1. 「人権に関する市民意識調査」の分析 =関心の高い人権問題=

関心の高い人権問題に対する質問では、「障がい者 49.0%」、「女性 33.2%」、「インターネットなどによる人権侵害 29.0%」、「高齢者 28.1%」、「子ども 24.6%」といった項目が上位に並び、この5項目は「前回調査」でも高い関心が示されています。また、「県調査」及び「国調査」でも同様の傾向が見られます。

このように、自分自身を含めた家族や身近な人に直接的に関わる項目について、関心が高くなる傾向がある一方、「本調査」では、「部落差別」に関心があると答えた割合が、「前回調査」と比べ約5ポイント増加し6番目（21.3%）に多い項目となっています。

（※「部落差別」への関心については、「県調査 21.1%」、「国調査 21.3%」）

このことについては、

- ① これまでの教育・啓発が浸透し、「部落差別」が重要な問題と捉えられている
- ② 部落差別の存在を認知した体験・経験がある

などの理由が考えられるため、「部落差別のない社会の実現」という推進法の基本理念にのっとり、「部落差別問題」に係る取り組みの強化を図ることが必要です。

2. 「人権に関する市民意識調査」の考察 =結婚に際して=

被差別部落出身の人との結婚に係る質問として、「あなたが結婚しようとする相手が、被差別部落出身の人であるとわかった場合、あなたは、どうしますか」という問いに対する回答では、「自分の意思を貫く 32.0%」よりも「親を説得し、自分の意思を貫く 32.8%」の割合が、わずかに高くなっています。結果として「自分の意思を貫く」という意見が6割を超えているという見方もできますが、「親を説得し、自分の意思を貫く」は「親の反対が想定される」とい

う見方もあるため、結婚という重大な局面を迎えた際に「部落差別」が表面化してしまうのではないかという見方もできます。

また、「国調査」においても「交際相手もしくは結婚相手が被差別部落出身であるか否か、気になるか」という同様の趣旨の質問がありますが、「気にならない」と回答した割合は約6割で、「本調査」と類似する結果となっています。さらに、「本調査」および「国調査」のいずれにおいても、2割が「わからない」と回答していることから、現実には直面した際の心情に不安を残す傾向があると捉えられます。このため、交際や結婚に係る差別は、「部落差別問題における重要項目」と位置づけ、誤解や先入観、偏見を解消していく取り組みが急がれています。

3. 「人権に関する市民意識調査」の考察 =居住に際して=

住まいを選ぶ際に、「被差別部落内の地域」または「近隣に被差別部落がある」といった一定の条件を付した際の行動について質問したところ、「被差別部落内」では「避ける 19.9%、どちらかといえば避ける 29.3%」、「近隣に被差別部落がある」では「避ける 9.1%、どちらかといえば避ける 28.6%」といった結果が示されています。部落内では約5割、近隣でも4割弱の方が「避ける」といった意思が示されており、「差別意識」や「忌避意識」の存在が顕著に認められる結果となっています。

また、「近隣に生活困窮者が多く住んでいる」、「外国籍の方が多く住んでいる」という条件でも3割強の方が「避ける」という意思を示していることから、固定観念や負のイメージを持つ傾向が深く残っていると判断できます。

このようなことから、2021（令和3）年に実施した生活実態調査の分析を進め、負のイメージを変えていくための施策の検討、またそのための教育・啓発活動の推進を図ることが必要です。

IV 具体的な取り組み

1. 推進法の周知、学習

推進法の目的を達成するには、法の実効性を高めることが必要であるという認識の下、法の趣旨や理念等を共有するための周知活動及び研修等に取り組み、共通理解の形成を図ります。

(1) 市民

- ① 広報、ポスター、HP、啓発チラシ等の媒体を活用し、推進法の認識や学習の動機づけを深める取り組みを進めます。
- ② 人権講演会や各地区公民館が主催する学習会等において、「部落差別」を学ぶ機会の提供、設定に努めます。

(2) 地域、企業・団体等

- ① 推進法の効果的な周知を図るため、地域や企業・団体など、組織を通じた働きかけを強化します。
- ② 行政をはじめ自治会や企業、関係団体等で組織する「日田市人権・部落差別解消教育啓発推進協議会」において、情報や課題の共有を図り効果的な学習会の実施に向けた取

り組みを進めます。

(3) 市職員

- ① 推進法の意義や部落差別の解消に係る知識の習得と正しい理解を深めるため、職場研修を実施します。また、講演会やワークショップへの積極的な参加を促し、各分野における差別の解消に係る施策等につなげます。
- ② 当事者から学ぶ姿勢を育成するため、フィールドワーク研修や対話形式の研修会を実施し、正しく学ぶ機会を設定します。

2. 部落差別の解消（推進法第3条関係）

部落差別の解消の必要性に対する市民一人ひとりの理解を深めるため、地域の実情を調査・分析し、その実情に応じた施策を講じます。

そのうえで、部落差別の解消を目指す具体的な実践と結びつけ、部落問題をはじめとするあらゆる差別の撤廃、人権と平和の確立を連動させる取り組みを推進します。

- (1) 推進法や部落差別問題に係る啓発チラシや資料などを多くの機会を活用し、啓発活動の推進を図ります。
- (2) 学校、自治会、公民館、企業、団体などで取り組む学習会については、部落差別問題に係る内容を積極的に取り入れるよう要請します。
- (3) インターネットによる人権侵害を防ぐためのモニタリングを継続し、差別を助長するような書き込みに対しては、県や関係団体と連携し厳格な対応を求めています。

3. 相談体制の充実（推進法第4条関係）

部落差別に関する相談に的確に応じるための体制の整備・強化に向けた下記の取り組みを推進します。

- (1) 人権・部落差別解消推進課、人権啓発センター、地区集会所、法務局や人権擁護委員等の相談機関を市民に積極的に周知し、相談者に寄り添ったきめ細かな相談体制を構築します。
- (2) 地区集会所においては、相談業務を通じ悩みごとや心配ごと、地域の実情を把握し、関係機関等への働きかけを行うなど、地域住民のよりどころとなる相談業務の充実化を目指します。
- (3) 担当職員の能力・技術の向上を目指し研修会等への積極的な参加を図るなど、人材育成のための施策に取り組めます。

4. 教育及び啓発（推進法第5条関係）

(1) 教育

推進法第5条に定められている教育については、「部落差別解消のための日田市教育実施方針」に基づき、学校教育・社会教育の教育活動全体を通じて、児童生徒、保護者及び地域住民が部落差別を解消する必要性を理解し、部落差別のない社会の実現を目指す教育活動の取り組みを一層推進します。

① 学校教育

学校教育では、「学校教育活動全体を通じた児童生徒の部落差別解消のための人権感覚

の育成」、「部落差別問題学習の学習内容の質の向上」、「教職員研修の充実」、「校種間の連携の推進」を柱とし、児童生徒の発達段階に応じて、部落差別問題に関する教材を教育課程に教科横断的視点で配置し、部落差別問題学習を実施するなどの教育活動に取り組みます。

- ア) 学校における教育活動全体を通じて部落差別解消のための組織的な取り組みを推進します。
- イ) 部落差別解消のための知的理解と人権感覚を育て、実践行動につながる指導内容及び指導方法の充実化を図ります。
- ウ) 部落差別解消への意欲と実践力を育成する教職員研修の充実化を図ります。
- エ) 部落差別の解消につながる校種間連携の推進を図ります。

② 社会教育

社会教育では、「部落差別解消に向けた教育内容の充実」、「市民の学ぶ機会の充実」、「職員研修等の充実」を柱とし、「人権に関する市民意識調査」等の結果や分析に基づき、自治会や日田市人権・部落差別解消教育啓発推進協議会、公民館運営事業団、NPO等と協働・連携し、人権学習講座等の内容の工夫を図り、市民が部落問題に対し正しい認識を持ち、部落差別のない社会が実現するよう教育及び啓発活動に取り組みます。

- ア) 部落差別解消のための知識と人権意識を養う教育・啓発内容及び方法の充実化を図ります。
- イ) 部落差別の解消につながる学ぶ機会の設定と内容の充実により、市民の理解を深める取り組みを推進します。
- ウ) 職員研修の充実化と人材育成の推進を図ります。

③ 共通事項

- ア) 学校教育と社会教育が連携した保護者・地域への啓発の推進を図ります。
- イ) 地区集会所や関係機関・団体等と連携を図り、部落差別の解消に向けた取り組みを推進します。

(2) 啓発

啓発については、ア) 部落差別の実態 イ) 「寝た子を起こすな論」 ウ) 無理解、無関心 エ) インターネット情報 オ) 身元調査 カ) 公正採用 などの項目を中心に、部落差別の解消の必要性に対する認識が深まるような宣材物や資料を活用した学習（周知）の機会を設定します。また、情報化の進展に伴う状況の変化を踏まえ、インターネット環境を活用した取り組みを推進します。

- ① 各自治会の町内人権啓発推進員との連携を強化し、学び集う意識の涵養に努めます。
- ② 地区公民館や地区集会所等が取り組む人権講座等への積極的な参加を自治会（地域住民）に要請します。
- ③ 企業や団体等が取り組む研修や学習会において、部落差別問題を学ぶ機会の設定を求めていきます。
- ④ 市のHP等を有効に活用し、若年層の理解や関心が深まる情報の発信など積極的な啓発活動に努めます。
- ⑤ 以下の点に留意した「学び」の機会を設定し、市民の理解を深める取り組みを推進します。

- ア) 部落差別の実態と歴史を正しく学ぶ（当事者から学ぶ姿勢）
- イ) 部落の人のびとが果たしてきた役割を学ぶ
- ウ) 部落問題は自らの問題であることを学ぶ
- エ) 部落問題を体系的に学ぶ
- オ) 部落問題を具体的な施策（実践）と結びつけて学ぶ
- カ) 部落問題をあらゆる差別の撤廃、人権と平和の確立と結びつけて学ぶ
- キ) 部落問題を「生活要求を実現する活動」と結びつけて学ぶ
- ク) 現代の人権保障の展望を学ぶ

5. 部落差別の実態に係る調査（推進法第6条関係）

部落差別の解消に関する施策（相談体制の充実、教育及び啓発の実施）に資するため、推進法第6条に定める部落差別の実態に係る調査を実施します。また、調査に当たっては、関係団体との連携を図り、新たな差別を生むことのないような配慮に努めます。

なお、5年毎に実施する「人権に関する市民意識調査」の結果については、今後の教育・啓発活動の貴重な資料として活用し、部落差別の解消を図るための取り組みにつなげます。

- (1) 相談や教育・啓発など様々な機会を捉え、部落差別の実態把握に努めるとともに、地区集会所における社会調査・研究事業により、被差別部落の実態を定期的に調査します。
- (2) 自治会、日田市人権・部落差別解消教育啓発推進協議会、NPO等との協働・連携から得られた情報等を通し、部落差別の実態の把握に努めます。
- (3) インターネット上の部落差別に関する情報の収集と監視のため、定期的にモニタリング行動を実施し、関連機関と連携し解消のための取り組みにつなげます。

6. 職員研修

公務員は、「すべての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との憲法の理念にのっとり、職員個々が自ら率先し、部落差別をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けて、職務を遂行していくことが求められています。

そのためには、正しい知識と認識を持ち、積極的に取り組む意識の醸成が必要であり、特に部落差別問題については、「あらゆる差別の撤廃、人権と平和の確立」と結びつけ、正しく学ぶ機会の提供、さらに、計画的な研修の実施が重要です。

また、差別を見抜く力や人権侵害に気付く感性を磨き、人権問題に対応し差別を解消するための知識の習得や能力の向上を目指すことが、これまで以上に求められており、職員全員がそれぞれの施策における人権課題を横断的にとらえ、行動できるよう研修の充実に努めます。

7. SDGs（持続可能な開発目標）を視野に入れた取り組み

SDGs（エス・ディー・ジーズ）は、2015（平成27）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016（平成28）年から2030（令和12）年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成されています。

だれ一人取り残さない持続可能な社会の実現のための目標であり、その内容は「環境・

貧困・格差」など、どれも「人が生きること」と関連しており、人権尊重の考えがなければ解決できないものと考えます。

また、多様な立場の意見を聞き尊重し合うことで、誰にとってもより良い未来を創るために行動することが必要です。

本市においても、このような人権尊重の理念にのっとり、それぞれの分野において、部落差別のない社会（持続可能なまちづくり）を実現するための取り組みを進めます。

IV 推進体制等

1. 行政内組織等の充実・強化

推進法の基本理念にのっとり、目的の達成を図るためには、市の責務を十分に理解した施策を講じることが必要です。

このため、行政の担う役割は重要であり、部落差別解消に向けた施策の実効性を高めるため、「基本計画」、「基本計画推進プラン」に基づき、関連する組織や団体等との情報の共有、さらには連携の強化を図ります。

(1) 教育・啓発活動をより効果的かつ効率的に推進するとともに、差別のない人権尊重の社会を構築するため整備された人権啓発センターの活用の推進を図ります。具体的には、部落差別の歴史や実態等を正しく学ぶための資料や教材の整備と情報発信、さらには学習会等におけるこれらの活用の促進などに取り組みます。

(2) 教育・啓発活動の推進において、地区集会所の果たしてきた役割は大きく、これまでの集会所事業を踏まえ、地域内における交流や理解を深め、「開かれた」「つながる」集会所をめざします。また、集会所運営委員会の機能の活性化を図り、集会所事業の充実に努めます。

2. 各種関係団体および運動団体との連携・協力

人権施策の効果的な推進のためには、国・県はもとより、関係機関や団体等の緊密な連携・協力体制が必要不可欠です。

啓発については、部落差別問題をはじめとするあらゆる差別の解消を目指す日田市人権・部落差別解消教育啓発推進協議会を中心に、行政や議会、地域、企業などが一体となり、人権尊重社会を築くための幅広い活動の推進に努めます。また、民間運動団体等との協力関係が重要であることから、それぞれの役割と立場を明確にしたうえで、相互支援的な体制の維持と発展を図ります。